

【家庭でできる節電のポイント】掃除機は部屋を片付けてから使い、集塵パックは適宜取り替えましょう。

# 食中毒に気をつけよう！～家庭での食中毒を防ぐために～

食中毒は、飲食店など外で食べる食事だけでなく、家庭でも発生してしまいます。家庭での食中毒を防ぐのは、食材を選び、調理するの段階から自身です。梅雨の時期から夏にかけては、気温が上がり、湿度も多くなるため、食中毒の原因となる細菌の増殖が活発になります。食中毒予防の3原則を守り、食中毒を防ぎましょう。

## 食中毒とは？

食中毒を引き起こす主な原因は「細菌」と「ウイルス」です。「細菌」も「ウイルス」も目に見えない小さなものです。「細菌」は温度や湿度などの条件がそろうと食物の中で増殖し、その食物を食べることにより食中毒を引き起こします。一方、「ウイルス」は自ら増殖しませんが、手や食べ物などを通じて体内に入ると、腸管内で増殖し、食中毒を引き起します。

食中毒予防の3原則

食中毒とは？

## ①「つけない」～よく洗う～

手にはさぞやまことに細菌が付着しているかもしれません。食中毒の原因菌が食べ物に付かないように、調理を始める前や食卓につく前には、必ず手を洗いましょう。

また、生の肉や魚などを調理したまな板などの器具から、野菜などを菌が付着しないように、使用の都度、きれいに洗いましょう。

食品の保管の際にも、他の食品に付いた細菌が食べ物に付着しないよ

う、食べ物は密封容器に入れたり、ラップをかけたりするなどが大事です。

また、肉や魚、卵などを使った後の調理器具は、洗剤によく洗つてから、熱湯をかけて殺菌しましょう。

## ②「増やさない」～低温で保存する～

細菌の多くは10℃以下では増殖がゆづくとなり、マイナス15℃以下では増殖が停止します。肉や魚などの生鮮食品やお惣菜などは、購入後、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。

なお、冷蔵庫に入れても、細菌はゆづくと増殖しますので、冷蔵庫を過信せず、早めに食べることが大事です。

症状は原因菌によってさまざまですが、主な症状として、おう吐・腹痛・下痢・発熱などがあり、重症化すると呼吸障害や死に至る」ともあらため、注意が必要です。

おう吐や下痢の症状は、原因物質を排除しようという体の防御反応です。自己判断で、むやみに市販の下痢止めなどの薬を服用しないようにし、早めに医師の診断を受けましょう。

## 食中毒かも？と思ったら…

ウイルスが食べ物に付着し、体内へ進入することによって発生します。食中毒を防ぐためには、細菌などを食べ物に「つけない」、食べ物に付着した細菌を「増やさない」、「やつつけ（殺菌する）」といつづのことが原則となります。

手洗いの方法

手洗いの方法

## ③「やつける（殺菌する）」～加熱処理～

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅しますので、肉や魚はもちらん、野菜などを加熱して食べれば安全です。目安は中心部の温度が75℃で1分以上加熱（約100℃）です。

## ▼問い合わせ先

健康課 母子健康係  
56 9132



## 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の募集

町では、社会教育行政の一層の推進を図るため、社会教育委員兼公民館運営審議会委員を募集します。家庭や地域における教育力の向上について、ともに考えていただける方の応募をお待ちしております。

●

### ▼応募資格

- 20歳以上の町民で、社会教育、家庭教育、スポーツ分野などに熱意や関心のある人。
- 在任期間中の会議等に出席できる人。
- ※ただし、国や地方公共団体の議員や常勤の公務員を除きます。
- ▼募集人員
- ▼委嘱期間＝委嘱の日から平成27年6月24日まで
- ▼応募期間＝平成25年6月3日(日)から20日(木)まで(土・日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
- ▼選考方法＝申込書及び小論文の書類選考により行います。
- 小論文テーマ  
「これから求められる生涯学習センターの役割とは」
- ▼問い合わせ先  
「私が考えるこれからのかみのかわ」

☎ (56) 9159

生涯学習課 生涯学習係

【家庭でできる節電のポイント】洗濯物はまとめて洗い、洗濯機の使用回数を少なくしましょう。

## 生涯学習センター建設検討委員会委員募集

生涯学習センター建設の計画に、広く町民の皆様のご意見や思いを伺つたため、生涯学習センター建設検討委員を公募します。

### ▼資格

- 20歳以上(平成25年3月31日現在)の町民の人。

### ▼検討委員会

- 検討委員会(年5回程度、平日)に出席が可能な人。

### ○国及び地方公共団体の議員や常勤の公務員でない人。

### ▼任期

- 基本計画書が策定されるまでの期間

### ▼募集人員

- 2人以内

### ▼応募期間

- 平成25年6月3日(月)から17日(月)まで(土・日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

### ▼選考方法

- 申込書及び小論文の書類選考により行います。

### 小論文テーマ

- 「これから求められる生涯学習センターの役割とは」

### ▼問い合わせ先

- 「私が考えるこれからのかみのかわ」

生涯学習課 生涯学習係

☎ (56) 9159

## 「消費生活センターをご活用ください」

### 消費生活センターとは

#### ○消費豆知識①

#### クーリング・オフ制度

センターでは、消費者が商品購入やサービスの提供において事業者とのトラブルに遭つた場合に、消費者が自ら解決できるよう、助言や情報提供を行つています。

#### ○相談日時

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引形態で、契約を無条件で解除できる制度です。訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供(エステ、学習塾、結婚相手紹介サービスなど)は8日間、マルチ商法、内職商法は20日間の期間内であれば無

条件で解約できます。しかし、自分から店に出向いたり、広告を見て自分から

電話やインターネットで申し込む取引や、3千円未満の現金取引などクーリン

グ・オフができない例もありますので、詳しく述べ上三川町消費生活センターに

お尋ねください。

「どのよじのか」などについて専門の相談員が対応します。電話、来庁どちらでもかまいませんので、疑問や不安がある時

には、迷わず、早めにご相談ください。

また、契約にあたつては急がずよく検討し、契約について疑問があれば消費生

活センターにご相談ください。

なお、相談の際に知り得た個人情報

は厳守します。

相談日時＝月～金曜日(祝日、年末始を除く)午前の時～正午、午後1時～4時

相談場所＝上三川町消費生活センター

(産業振興課内)

相談専用電話番号＝

上三川町消費生活センター

☎ (56) 9153

